第2表 家事審判・調停事件の事件別

		男 乙 衣	多	都刊 '	一种行手	計件リノ寺	計十九川
事	件 1)	昭 和 24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	平 成 17 年
審 判 事 件 総	数	285 786	307 488	235 588	210 552	304 377	548 834
別 表 第 一 審	判 事 件	281 958	304 396	232 354	205 798	297 148	536 004
後見開始の審判及びその	取 消 し (別一 1等) 5)	148	294	508	611	937	17 185
保 佐 開 始 の 審 判 ・ 取 消 補 助 開 始 の 審 判 ・ 取 消	し な ど (別一 17等) 5) し な ど (別一 36等) 6)	433	738	445	462	526 	4 421 2 548
後見人等の	選 任 (別一 3等) 5)	15 775	24 438	11 103	5 720	5 548	4 061
離縁後の未成年後見人	の 選 任 (別一 70) 5) 7)			28	24	33	9
後見人等の	辞 任 (別一 4等) 5)	123	261	184	163	159	709
後 見 人 等 の 後見人の財産目録の作成の期	解 任 (別一 5等) 5) 8) 間の伸長 (別一 9等) 9)	59 4	111 1	56 -	36 2	57 6	294 60
後見人等の権限行使についての定め及び							275
	の許可(別-11等) 6)						1 747
特別代理人の選任(利益相反後見人等に対する報酬	え 行 為) (別一 12等) の 付 与 (別一 13等) 5)	5 931 1	25 060 5	16 101 8	10 523 11	16 105 37	12 078 5 260
後見等監督	処 分 (別一 14等) 5) 10)	3	8	602	482	423	32 004
第三者が子等に与えた財産の管理	者 選 任 等 (別一 15等)	82	56	118	3	-	1
	間 の 伸 長 (別一 16等) 反 行 為) (別一 25等) 5)	9 2	1 10	1	1 6	9	12 97
		ı		1.174			
不在者の財産の管理に関す 失踪の宣告及びその	「 る 処 分 (別一 55) 取 消 し (別一 56等)	74 1 433	312 1 792	1 174 2 890	2 617 3 013	3 879 2 280	9 630 2 488
	産の分割(別-58) 11)						
特別代理人の選任(嫡出	否 認) (別一 59)	1 081	196	10	19	5	-
子 の 氏 の 変 更 に つ い て 養 子 を す る に つ い て	の 許 可 (別一 60) の 許 可 (別一 61)	40 887 44 699	44 501 28 530	40 779 16 157	69 907 6 772	137 132 3 244	188 995 1 558
離縁をするについて	の 許 可 (別一 62)	1 814	1 629	1 616	1 442	1 618	2 758
特別養子縁組の成立及びその離縁							382
処分 親権喪失,親権停止又は管理権喪失の審判及び 1000000000000000000000000000000000000	(別一 63等) 12) ドその取消し(別一 67等) 13)	258	395	136	102	74	139
親権・管理権の辞任	• 回 復 (別一 69)	378	1 452	141	49	43	25
扶養義務の設定及びその	取 消 し (別一 84等) 14)						
推 定 相 続 人 の 廃 除 及 び そ の 推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に				2	2	7	
相続の承認又は放棄の期間		35 2 405	3 846	1 839	828	835	8 4 095
	する処分(別一90)	13	18	32	20	163	88
相続の限定承認又は放棄の相続の限定承認の申			 F07	48	67	34	79
相続の限定承認の申鑑定人の単	述 受 理 (別一 92) 軽 任 (別一 93等)	181 5	587 13	353 26	237 18	451 39	995 86
相続の放棄の申述の) 受理(別一95)	148 192	142 289	110 242	48 981	46 227	149 375
相続財産の分離に関す	る 処 分 (別一 96)	569	-	5	-	7	5
相続財産管理に関する処分(財相続財産管理人選任等(相続人	産 分 離) (別一 97) 不 分 明) (別一 99)	18 56	14 320	44 910	1 822	1 2 567	10 10 736
特別縁故者への相続財産	の 分 与 (別一 101) 7)			189	358	369	822
遺言の確	認 (別一 102)	147	141	133	95	110	89
遺 言 書 の fl 遺 言 執 行 者 の	策	367 133	640 225	971 397	1 870 767	3 301 887	12 347 1 702
遺言執行者に対する報酬	の 付 与 (別一 105)	-	4	8	18	45	140
	び 辞 任 (別一 106等)	11	10	25	43	50	107
遺言の取え	当 し (別一 108) の 許 可 (別一 110)	1 364	433	4 759	2 1 035	1 271	5 1 052
任意後見契約に関する法	律 関 係 (別一 111等) 6)		400		1 055		551
戸籍法による氏の変更につい		1 797	1 035	1 057	924	3 889	14 338
戸籍 法 に よ る 名 の 変 更 に つ い 就 籍 に つ い て の	ての許可(別一 122) 許可(別一 123)	9 276 623	10 492 7 456	12 143 1 005	10 410 415	9 362 272	8 301 153
	の 許 可 (別一 123)	4 454	6 224	4 550	2 959	2 081	1 200
戸籍事件についての処分に対	する 不服 (別一 125)	6	3	2	13	9	27
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に 3条1項の事件	関する法律 (別一 126) 17)						243
児 童 福 祉 法 28 条 1 項	の 事 件 (別一 127) 18)		6	9	22	12	184
	の 事 件 (別一 128) 19) の 事 件 (別一 129) 20)			6			43
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったる	音の医療及び		297	5 429	32 897	53 012	42 485
観察等に関する法律23条の2第2項の事件 破 産 法 61 条 の	(別一 130) 20) 21 事 件 (別一 131等) 22)		_	_	_	_	
破 産 法 238 条 の	事 件 (別一 131等) 22)						1
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	8条1項の事件 (別一 134) 24)						
子の懲戒に関する許可その作禁治産者の入院等について		17	1 1	- 4	23	32	1
		1					
相続財産の管理人の 戸籍 届出の委託	選 任(家審法甲28) 27)確 認(家審法甲) 28)	93	474	90	5	•••	•••

- 1) 昭和 24 年から平成 24 年の数値及び平成 25 年以降の家審法適用事件の数値は、家審法に対応する家事法上の分類及び事件名に計上している。ただし、事件名末尾に 昭和 24 年から平成 24 年の数値及い平成 25 年以降の条番法週用争件の数値は、条番法に対応する条事法上の分類及び争件名に訂上している。ただし、事件名末月「(家審法〜)」とあるものを除く (本表以降の表の数値についても同様である。)。 「別表第一審判事件」のうち、その他 77 件、「別表第二審判事件」のうち、その他 7 件、「別表第二調停事件」のうち、その他の乙類事件 306 件を計上している。 「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項 1 件を計上している。 「別表第一審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項 1 件、「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項 1 件を計上している。 平成 12 年 4 月以降の事件名であり、平成 12 年については、4 月以降の数値に対応する事件名の 3 月までの数値を合計したものを計上している。
- 3)
- 4)
- 5)
- 平成12年4月から計上している。

- 平成 12 年 4 月から計上している。 昭和 37 年 「民法の一部を改正する法律」及び「家事審判規則の一部を改正する規則」の施行により、同年 7 月から計上している。 昭和 30~37 年 6 月は、職権に基づくものを計上していない。 平成 19 年までは「後見人の財産目録の調製の期間の伸長」と称していた。 昭和 30~37 年 6 月は、職権に基づくものを計上していない。昭和 32 年までは「後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の管理 その他の後見の事務に関する処分」と、昭和 33~38 年は「被後見人の財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和 39~平成 11 年は「後見監督処分」と称 していた。

新受件数一全家庭裁判所

机'文作	十刻	三豕炷杏	ス十リアル					
10	10	20	9.1	22	23	24	25	26
18	19	20	21	22	23	24	25	20
572 781	583 426	596 945	621 316	633 337	636 757	672 690	734 228	730 610
559 317		581 593	603 999	614 823	617 022	650 536	714 197	710 569
29 221		22 702	23 148	25 016	26 022	28 600	28 208	27 686
4 866		6 055	6 707	7 915	8 725	9 835	10 531	11 289
2 539		2 781	3 088	3 450	3 371	3 711	3 806	3 998
5 270	5 150	5 717	6 328	6 847	7 591	8 898	10 846	14 932
11		13	8	15	10	8	11	10
883		1 319	2 058	1 824	2 010	2 577	3 714	6 342
297 71		431 73	443 109	480 103	582 103	883 186	971 246	1 095 249
278		351	468	468	564	2 166	3 729	7 031
2 279		3 412	3 771	4 418	4 998	5 851	6 589	6 700
11 540	12 236	11 498	12 056	11 907	12 058	11 699	11 039	10 617
7 425		16 205	20 777	26 099	34 098	45 091	58 918	76 420
40 281		56 993	56 720	46 218	40 475	43 448	81 995	93 658
1 9		2 23	2 34	1 28	23	32	3 46	62
120		136	134	125	172	170	167	174
					8 233			
9 223 2 470		8 944 2 675	9 504 2 668	8 769 2 913	8 233 2 659	8 358 2 568	8 194 2 798	8 605 2 519
2 410		2 013	2 000	2 913	2 059	2 300	1	2 313
1	2	3	4	2	2	_	8	5
185 806	180 797	179 506	182 799	186 206	173 196	175 604	173 624	165 895
1 548		1 439	1 314	1 239	1 134	1 132	1 061	1 080
2 774		2 585	2 415	2 464	2 394	2 498	2 455	2 365
384	425	395	418	426	425	508	596	625
125	103	139	110	147	119	239	315	276
16		22	30	28	49	25	32	17
							1 171	348
							227	239
8		7	6	7	2	8	1	2
4 381		5 045	5 658	6 150	7 014	6 694	6 838	7 028
50 101		88 82	80 87	83 89	107 98	124 105	162 106	247 126
1 000		897	978	880	889	833	830	770
90		71	46	78	84	76	68	82
149 514		148 526	156 419	160 293	166 463	169 300	172 936	182 089
5		1	1	2	-	2	3	4
3				1		2	2	2
11 689		12 382	12 883	14 069	15 676	16 751	17 869	18 447
868 89		913 115	952 104	935 176	1 010 91	1 128 119	1 097 136	1 136 146
12 595		13 632	13 963	14 996	15 113	16 014	16 708	16 843
1 726		2 015	2 043	2 144	2 277	2 426	2 509	2 527
150		199	218	284	315	432	418	449
122	124	138	167	156	168	204	131	184
3		4	5	1	4	11	3	5
1 121		988	1 056	1 110	1 068	1 036	1 154	1 181
790 14 831		1 200 15 221	1 470 15 295	1 498 15 215	1 745 14 579	2 085 15 212	2 547 14 868	2 865 14 219
14 831 7 675		7 714	7 332	7 289	6 997	7 465	7 055	6 720
173		181	178	202	186	190	209	156
1 189		1 164	1 097	1 008	1 061	992	908	936
29	20	10	25	9	20	45	41	17
257	284	440	466	537	639	742	786	831
213	247	199	202	237	235	300	276	279
142		125	92	129	98	123	130	143
-	_	-	-	-	-	-	-	-
43 063	44 543	46 816	48 052	50 112	52 042	54 012	55 086	10 872
_	_	_	_	_	1	_	_	_
2	4	1	4	6	8	9	8	10
			7	19	19	9	11	16
-	_	-	-	-	-			
-	_	-	-	-	-	-		

- 平成 25 年 1 月から計上している。ただし、家審法適用事件は「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙 2)」に計上している。昭和 62 年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、昭和 63 年 1 月から計上している。 11)
- 12) 平成 24 年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、同年 4月から「親権停止の審判及びその取消し」を計上している。また、平成 23 年までは「親権・管理権の喪失の宣告・取消し」と称していた。
 14) 平成 25 年 1 月から計上している。ただし、家審法適用事件は「扶養に関する処分(別二 9 等)」に計上している。
 15) 平成 25 年 1 月から計上している。ただし、家審法適用事件は「推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙 9)」に計上している。
 16) 昭和 37 年 6 月までは「相続の限定承認の申述受理(別一 92)」又は「相続の放棄の申述の受理(別一 95)」に計上しているが、同年 7 月以降

- は本欄に計上している。
- 平成 16 年 7 月から計上している。 昭和 26 年までは「その他の事件」に計上している。平成 16 年までの児童福祉法 28 条の事件は本欄に計上している。 平成 17 年 4 月から計上している。
- 19)
- 20) 昭和25年5月から法律施行により計上しているが、昭和25年は「その他の事件」に計上している。

家事審判・調停事件の事件別 第2表

事	件 1)		昭 和 24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	平 成 17 年
別 表 第 二	審判事	件	1 838	3 092	3 234	4 754	7 229	12 830
夫婦の同居・協	岛 力 扶 助 (別二 1)		44	104	107	88	31	36
婚姻費用の			_	6	172	285	435	1 687
子の監護者の指定そ	の 他 の 処 分 (別二 3)		44	16	34	267	874	4 158
財産の分与に関	する 処 分(別二4)		79	57	58	122	182	338
祭祀の承継者	の 指 定(別二5等)		11	12	12	32	52	117
離縁後の親権者	野の指定(別二7)	7)			2	-	2	4
親権者の指定及	ス は 変 更(別二8)		731	1 828	1 698	2 124	2 991	2 599
扶 養 に 関 す	る 処 分(別二9等)	29)	476	358	364	892	1 339	1 199
遺産の分割に関する			251	475	681	834	1 035	1 869
寄与分を定め	る 処 分(別二14)	31)				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	168	656
請求すべき按分割合に		32)						
生活保護法77条2	項の事件(別二16)	20)		1	-	-	_	_
夫婦の財産管理者変更の分割) 33)	2	_	1	_	_	_
推定相続人の廃除及び	(家審法乙2) その取消し(家審法乙9)		200	228	104	109	120	167
破 産 法 61 条	の 事 件 (家審法乙)	35) 36)		-	-	-	_	-
そ の 他	の事	件	1 990					
調停事	件 総 数		39 229	43 109	52 528	74 083	85 035	129 876
別 表 第 二	調停事	件	8 160	8 450	11 160	17 097	26 434	53 438
夫婦の同居・協	A 力 扶 助 (別二 1)		2 166	1 990	1 252	536	207	163
婚姻費用の			114	23	836	1 339	1 739	8 797
	の他の処分(別二3)		510	53	242	2 016	7 855	21 570
財産の分与に関	する 処 分(別二4)		1 946	482	270	504	804	1 177
祭 祀 の 承 継 者	の 指 定(別二5等)		12	14	21	35	73	157
離縁後の親権者	野の指定(別二7)	7)			3	-	2	5
親権者の指定又	ス は 変 更(別二8)		314	1 188	2 698	5 196	8 457	9 755
扶 養 に 関 す	る 処 分(別二9等)		1 970	2 026	2 290	2 982	1 905	758
遺産の分割に関する)	853	2 186	3 439	4 395	5 141	10 130
寄与分を定め	る 処 分(別二14)	31)				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	154	797
請求すべき按分割合に		32)						
生活保護法77条2	項の事件(別二16)	37)		1	_	_	_	_
夫婦の財産管理者変更の分割	・ 共 有 財 産) 38)	108	4	7	8	-	5
推定相続人の廃除及び	(家審法乙2) その取消し(家審法乙9)		152	177	102	86	97	124
破產法61条	の 事 件(家審法乙)			-	-	-	-	-
家 事 審 判 法 附 則		項	15					
別 表 第 二 以 外	の 調 停 事 何	件	31 069	34 659	41 368	56 986	58 601	76 438
婚姻中の夫:	婦 間 の 事 作	件 40)	11 818	13 961	22 735	39 578	43 853	57 818
		件 41)	4 902	5 379	3 719	2 614	1 438	929
離婚その他男女関係解		料 42)			1 991	2 092	1 587	2 923
親族間		争 43)			4 042	3 446	2 577	3 272
合意に相当す		項 44)	2 515	3 966	4 811	5 311	4 373	4 914
爲能		縁	1 348	1 303	1 075	1 230	1 381	1 282
 ح	f	他	10 486	10 050	2 995	2 715	3 392	5 300

- 平成26年3月までは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条2項の事件を計上していた。同法は、昭和63年7月から「精神衛生法」が「精神保健法」と、
- さらに、平成7年7月1日から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改題名された。 22) 昭和 26 年までは「その他の事件」に計上している。 平成 16 年までの破産法 68 条及び 345 条の事件は本欄に計上している。
- 平成17年1月から計上している。
- 平成21年3月から計上している。
- 平成24年以降は計上していない。
- 平成13年以降は計上していない。 26)
- 全て職権に基づくものであり、昭和30年以降は計上していない。
- 昭和27年までは「その他の事件」に計上している。平成25年以降は計上していない。
- 平成 25 年以降の「扶養義務の設定及びその取消し」は「扶養義務の設定及びその取消し(別一 84 等)」に計上している。 平成 25 年から「遺産分割禁止の審判の取消し及びその変更」を計上している。また、平成 24 年までは「遺産の分割に関する処分」と称していた。 昭和 55 年「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」の施行により、昭和 56 年 1 月から計上している。 30)
- 平成19年4月から計上している。 32)
- 平成25年から「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(別-58)」に計上している。 平成25年から「推定相続人の廃除及びその取消し(別-86等)」に計上している。ただし、家審法適用事件は本欄に計上している。
- 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの破産法68条の事件は本欄に計上している。
- 平成 25 年から「破産法 61 条の事件(別一 131 等)」に計上している。
- 37)
- 昭和 25 年 5 月から法律の施行により計上しているが、昭和 25,26 年は「その他」に計上している。 平成 25 年以降は計上していない。ただし、家審法適用事件を除く。 昭和 26 年までは「その他」に計上している。平成 16 年までの破産法 68 条の事件は本欄に計上している。
- 昭和37年までは「離婚」と称していた。
- 昭和27年までは「婚姻予約不履行に基づく慰謝料」と、昭和28~36年は「婚姻予約(内縁)に関するもの」と称していた(いずれも婚姻外の男女関係の紛争及びその解消に基づく慰謝料の双方の事件を計上している。)。
- 42) 離婚に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「その他」に計上し、婚姻外の男女関係解消に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「婚姻外の男女間の事件」に計 上している。
- 43)
- 昭和 36 年までは「その他」に計上している。 平成 24 年までは「家審法 23 条に掲げる事項」と称していた。

新受件数―全家庭裁判所(続き)

			1					
18	19	20	21	22	23	24	25	26
13 464	14 294	15 352	17 317	18 514	19 735	22 154	20 031	20 041
30	36	37	32	41	44	79	64	54
1 868	1 968	2 130	2 391	2 642	2 826	3 310	3 421	3 476
4 639	4 873	5 090	5 957	6 733	7 502	8 823	8 675	9 034
329	277	307	374	395	410	413	387	400
85	105	91	110	108	94	123	110	122
12	9	2	6	2	3	5	3	5
2 516	2 511	2 343	2 381	2 343	2 459	2 460	2 169	2 042
1 228	1 258	1 276	1 327	1 395	1 372	1 479	228	168
1 946	1 948	2 019	2 073	2 125	2 305	2 586	2 317	2 159
636	629 507	647	674	600	685	736	668	671
-	507	1 244	1 837	1 944	1 877	1 945	1 984	1 910
-	-	-	-	1	-	2		
175	173	166	155	185	158	193	5	_
-	-	-	-	-	-	-		
129 690	130 061	131 093	138 240	140 557	137 390	141 802	139 593	137 214
55 099	55 609	58 647	64 448	67 034	68 166	73 204	74 870	75 973
167	186	181	179	183	195	193	166	110
9 564	10 544	11 564	12 872	14 222	15 022	16 544	17 832	18 567
21 997	22 524	23 596	27 241	28 180	28 955	31 421	32 208	32 569
1 260	1 204	1 311	1 393	1 500	1 493	1 558	1 605	1 632
153	147	155	159	182	166	194	186	187
5	6	2	2	1	-	2	8	4
9 557	8 896	8 767	8 476	8 501	7 864	7 669	7 306	7 194
787 10 668	672 10 317	621 10 860	676 11 432	688 11 472	572 11 724	582 12 697	612 12 878	549 13 101
814	675	717	785	767	818	847	750	745
	336	770	1 126	1 238	1 275	1 412	1 311	1 313
_	_	_	_	_	-	_	_	1
-	-	-	1	-	-	1	-	-
127	102	103	106	100	82	84	8	1
-	-	-	-	-	-	-		
74 591	74 452	72 446	73 792	73 523	69 224	68 598	64 723	61 241
56 537	57 522	55 935	57 389	57 362	53 625	53 427	50 581	47 691
703	616	581	554	507	483	455	398	318
1 794	1 417	1 339	1 100	1 095	1 013	879	784	706
3 239	3 044	3 049	2 874	3 002	2 858	2 828	2 527	2 384
5 030	4 501	4 335	4 417	4 353	4 259	4 270	4 146	4 029
1 197	1 210	1 285	1 226	1 378	1 248	1 284	1 208	1 245
6 091	6 142	5 922	6 232	5 826	5 738	5 455	5 079	4 868